

危険物製造所等設置許可申請書記入例

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

様式第2 (第4条関係)

製造所
危険物 貯蔵所 設置許可申請書
取扱所

平成〇〇年〇月〇〇日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
管理者 気仙沼市長 〇〇〇〇 殿

申請者

住所 気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号 (電話) 0226-00-0000
氏名 株式会社〇〇石油店 代表取締役 〇〇〇〇 印

設置者	住所	気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 0226-00-0000		
	氏名	株式会社〇〇石油店 代表取締役 〇〇〇〇		
設置場所	気仙沼市〇〇〇町〇〇番〇号			
設置場所の地域別	防火地域別	準防火地域		
	用途地域別	商業地域		
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所	
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	第4類第1石油類ガソリン20KL 第4類第2石油類軽油10KL 第4類第2石油類灯油10KL	指定数量の倍数	120倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第17条第5項 (規則 第28条の2の4)			
位置、構造、設備の概要	建築物〇棟、固定給油設備〇機、固定注油設備〇機、詳細は別紙			
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	地下タンクに貯蔵する危険物を危険物取扱者の監視操作の下、顧客が自ら自動車等に給油又は容器に灯油を注油し、販売する施設			
着工予定期日	許可後即日	完成予定期日	着工後〇日	
	その他必要な事項 元売り会社〇〇石油、注入口の型式〇〇			
※ 受付欄	※ 経過欄		※ 手数料欄	
	許可年月日			
	許可番号			

①申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。

④申請者は、原則として設置者の住所、氏名と同一とする。
申請者が法人の場合は、登記上の住所、社名、代表者氏名を記入し、代表者印を捺印する。個人の場合は本人とする。
・申請手続きを代理人が行う場合には委任状が必要である。法人で、代表者以外(支店長、所長及び現場責任者等)が申請する場合も、委任状の添付が必要である。

⑤設置者は、法人の場合は登記上の住所、会社名、代表者氏名を、個人の場合は氏名を記入する。

⑥設置場所は、当該危険物施設を設置する場所で登記簿に記載されている所在、番地を記入する。

⑦設置場所の地域別は、都市計画法等により確認し記入する。

⑨貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条及び第3条に掲げる区分を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。

⑩危険物の類、品名、法別表に掲げる類、品名を記入する。
・最大数量は、貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量を記入する。
・指定数量の倍数は、小数第2位までを記入する。

⑧製造所等の別は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等設置許可申請書記入例

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

申請者が代理人へ権限を委任し申請する場合は、申請者の欄は、下記の記入要領でも認めるものとする。

様式第2 (第4条関係)

**製造所
危険物貯蔵所 設置許可申請書
取扱所**

平成〇〇年〇月〇〇日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
管理者 気仙沼市長 〇〇〇〇 殿

申請者
住所 気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号 (電話 0225-00-0000)
氏名 株式会社〇〇石油店 代表取締役 〇〇 〇〇〇
代理人 住所 仙台市青葉区〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇〇工業(株) 〇 〇 〇 〇 〇 〇

設置者	住所	気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 0225-00-0000		
	氏名	株式会社〇〇石油店 代表取締役 〇〇〇〇		
設置場所	気仙沼市〇〇〇町〇〇番〇号			
設置場所の地域別	防火地域別	標準防火地域		
	用途地域別	商業地域		
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所	
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	第4類第1石油類(ガソリン)20KL 第4類第2石油類(軽油)10KL 第4類第2石油類(灯油)10KL		指定数量の倍数	120倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第17条第5項 (規則 第28条の2の4)			
位置、構造、設備の概要	建築物〇棟、固定給油設備〇棟、固定注油設備〇棟、 詳細は別紙			
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	地下タンクに貯蔵する危険物と危険物取扱者の監視操作の下、顧客が自ら自動車等に給油又は容器に灯油を注油し、販売する施設			
着工予定期日	許可後即日	完成予定期日	着工後〇日	
	その他必要な事項 元売り会社〇〇石油、注入口の型式〇〇			
※受付欄	※経過欄	※手数料欄		
	許可年月日			
	許可番号			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に〔 〕内に該当する指定数量を記載すること。
5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は〔 〕内に記載すること。
6 ※印の欄は、記入しないこと。

・申請者欄には、法人代表者氏名又は受任者(支店長、所長及び現場代理人等)の氏名を列記する。個人の場合も同様とする。

・委任者の印は、委任状に押印されているため不要とし、受任者のみ押印する。

・設置者は、法人の場合は登記上の住所、会社名、代表者氏名を、個人の場合は氏名を記入する。

⑪位置、構造及び設備の基準に係る区分は、当該危険物施設に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。

⑫位置、構造及び設備の概要は、危険物施設の形態を簡潔に記入すること。

⑬危険物の貯蔵又は取扱方法は、概要を簡潔に記入する。

⑭着工予定期日、完成予定期日は、「許可後即日」及び「着工後〇日」等と記入する。

⑮その他必要な事項は、記入要領を参考に記入すること。

※ 訂正等は、原則、申請者又は代理人を委任する場合は代理人の訂正とする。

捨印の取扱いは、日付や住所標記等、明らかな誤りを軽微・形式的な過誤と認める。

危険物製造所等設置許可申請書の記入要領

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

- 1 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- 2 申請日（申請提出日）を記入する。
- 3 あて先は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 管理者気仙沼市長〇〇〇〇（氏名）と記入する。
- 4 「申請者」欄は、原則として設置者の住所、氏名と同一とする。法人の場合は登記上の住所、社名及び代表者氏名を記入し、代表者印を捺印する。個人の場合は本人とする。
申請手続きを代理人が行う場合には、委任状を添付する。
- 5 「設置者」欄は、申請者（代理人は除く。）と同一者名を記入する。
- 6 「設置場所」欄は、危険物施設を設置する所在地を記入する。
- 7 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図等により確認し、記入する。
- 8 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- 9 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
- 10 「危険物の類、品名、最大数量」欄は次により記入する。
 - ア 法別表に掲げる類、品名を記入する。
 - イ 最大数量は、貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量を記入する。
 - ウ 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物のすべてを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
 - エ 指定数量の倍数が少数第3位以上となる場合は、当該位を切り捨て少数第2位までとする。
 - オ 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、別紙に記入する。
- 11 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該製造所等に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。
 - 例1： 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合
 - ・令第19条第2項（規則第28条の57第2項）
 - 例2： 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合
 - ・令第17条第2項（危則第25条の9及び規則第25条の10）

例 3 : 平屋建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合

・令第 10 条第 1 項、第 4 項、第 5 項（規則第 16 条の 2 の 6 項）

- 12 「位置、構造及び設備の概要」欄は、危険物施設の形態を簡潔に記入する。
- 13 「危険物の貯蔵又は取扱方法の概要」欄は、概要を簡潔に記入するほか、次の事項を記入する。
 - ア 販売取扱所で配合を行う場合は、その旨を記入する。
 - イ 給油取扱所又は詰替えの一般取扱所で容量4,000リットル以下の移動タンク貯蔵所等に注油を行う場合はその旨を記入する。
- 14 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。
- 15 「その他必要な事項」欄は、次の事項を記入する。
 - ア 引火点 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨（「危険物の品名」欄に例えば「ガソリン」と記入されているなど明らかな場合は除く。）を記入する。
 - イ 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所にあつては、危険物の受け入れ（例えば「タンカーからの受け入れ」、「製造施設から受け入れ」等と記入する。）及び供給先施設における危険物の一日の取扱数量を記入する。
 - ウ 移動タンク貯蔵所にあつては、車種及び常置場所に空車で置く旨を記入する。
 - エ 給油取扱所にあつては、元売会社名、注入口の型式等を記入する。